阪南市立飯の峯中学校 いじめ防止基本方針

阪南市立飯の峯中学校 2024年度

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を 及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てた り、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる ことが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成 することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員 自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな 発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「1.確かな学力の定着と学びの深化 2.豊かな心と健やかな体、将来を見すえた自主性・自立性の育成」を教育目標としており、そのために授業改善、仲間づくりや人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人 的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

生徒指導対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、各学年主任、 養護教諭、学年生指、支援 Co、人権教育担当教諭、担任、S C、SSW

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定 イ いじめの未然防止 ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修 オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| 阪南市立飯の峯中学校 いじめ防止年間計画 | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 学校全体 | | | | | |
| 4月 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 | 第1回 生徒指導対策委員会 (年間計画の確認) | | | | | |
| 5月 | QU アンケート 生徒への学校生活アンケー トの実施 校外学習 | QU アンケート 生徒への学校生活アンケー トの実施 校外学習 | QU アンケート 生徒への学校生活アンケー トの実施 修学旅行 | 情報交換 アンケートの集計 | | | | | |
| 6月 | 教育相談週間 (生徒個人の状況を把握) | 教育相談週間 (生徒個人の状況を把握) | 教育相談週間 (生徒個人の状況を把握) | 情報交換 いじめに関わる人権学習 | | | | | |
| 7月 | 人権学習週間(いじめ) | 人権学習週間(いじめ) | 人権学習週間(いじめ) | (生徒指導部十人権学習部) | | | | | |
| 8月 | 学期末懇談会 | 学期末懇談会 | 学期末懇談会 | 第2回委員会(進捗確認) QU アンケートの分析 | | | | | |
| 9月 | 文化祭 | 文化祭 | 文化祭 | 2学期以降の方針を立てる | | | | | |
| 10月 | 体育祭 | 体育祭 | 体育祭 教育相談週間(いじめアン | | | | | | |
| | 教育相談週間(いじめアン ケート) | 教育相談週間(いじめアン ケート) | ケート) (生徒個人の状況を把握) | 情報交換 | | | | | |
| 11月 | 生徒個人の状況を把握 授業参観 校外学習 | (生徒個人の状況を把握) 授業参観 校外学習 | 授業参観 | | | | | | |
| 12月 | QU アンケート 学期末懇談会 | QU アンケート 学期末懇談会 | QU アンケート 学期末懇談会 | QU アンケートの分析 総括と来年度の方針を立てる | | | | | |
| 1月 | 学校教育アンケート | 学校教育アンケート | 学校教育アンケート | | | | | | |
| | 新中1生体験入学 | 新中1生体験入学 | V+ □0 \$61=\u00b1 | 笠の同手号 | | | | | |
| 2月3月 | 学年末懇談会 | 学年末懇談会 | 進路懇談会 | 第3回委員会(年間の取組みの総括・次年度の方針を立てる) | | | | | |

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

生徒指導対策委員会は、年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対 処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

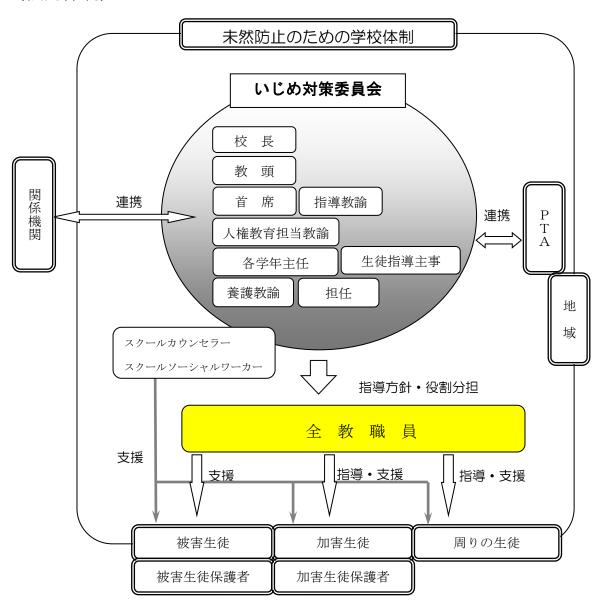
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重 の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び 人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的 に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(校内体制)(いじめ対応プログラム I 67 頁より参考)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しての校内研修、生徒についての情報交換、 教職員同士のコミュニケーションの場を設定し、複数の目で多角的に生徒の実態を把握するようにする。 生徒に対しては、「いじめは、絶対に許さない」という姿勢を明らかにするとともに、相談体制の周知を 行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。 そのために、学校のあらゆる教育活動の場で仲間と共に相助けながら活動できる場を設定する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒の話をしっかり聞く姿勢を崩さず、また生徒と対話するという姿勢をつくる。 分かりやすい授業づくりを進めるための授業改善。生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるための班活動の実施。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うための校内研修などを行う。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、年2回の人権週間や各道徳や学活、総合の時間 などを利用して、色々な人の生き方について知り、学び、自分の生き方につなげて行かせたい。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

そのためには、日ごろの生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒が示す小さな変化や危険信号に気づけるようにしたい。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年4回実施(5月・12月にQUアンケート、5月・5・10月、教育相談前に生活アンケート)。定期的な教育相談としては、年2回実施
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、 11月の授業参観、各学期末懇談会の場で保護者との情報交換や相談体制を構築する。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として日ごろから、担任だけでなく、全教職員で生徒に関わるという意識を持つ。
- (4) 年度はじめのガイダンスや生徒集会により、相談体制を広く周知する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を 把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるほか、生徒や 保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策の ための組織(生徒指導対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに 関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、<u>家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。</u> その場合、必ず複数の教職員で対応する。
- (5) <u>いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。</u>
 <u>なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。</u>

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、生徒指導対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - (1) <u>速やかにいじめを止めさせた上で、</u>いじめたとされる生徒からも<u>事実関係の聴取を行う。</u> いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
 - (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背 景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソ ーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、<u>まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒指導対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒</u>が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・ 保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、 大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

7 重大事態の対処

- (1) 重大事態の意味
 - 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合。
- (2) 重大事態の報告
 - ・重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。
- (3) 調査の主体と組織
 - 市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめ対策委員会」が調査を行う。
- (4) 調査結果の報告及び提供
 - いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- (5) 調査の結果を踏まえた措置等
 - ・当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を 講じる。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート【飯の峯中学校】

5つのレベル

| レベル | 0 | 下足場靴の整頓、チャイム着席、掲示物へのいたずら、無断欠席・遅刻 等 | | | | | | |
|--|---|---|------------|------------------------------|-----------|------------|--|--|
| レベル I | | からかい、無視、反抗的な言動、服装・頭髪違反、学校施設の無許可使用 等 | | | | | | |
| レベルⅡ | | 仲間はずれ、悪口、陰口軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物 損壊、授業エスケイプ 等 | | | | | | |
| レベルⅢ | | 暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、 悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転 等 ※ いじめに係る言動・行動 | | | | | | |
| レベルⅣ | | 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、 違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等 | | | | | | |
| レベル∇ | | 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等 | | | | | | |
| マスプラ マスプラ マスプラ マスプラ マスプラ マスティー マー マスティー マスティー マスティー マスティー マー | | | | レベル I~V 校内委員会 教育委員会 | | | | |
| | | | | | \Box | ₽ | | |
| レベルO | レ | ベルI | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅣ | レベルV | | |
| 担任•学年 | 管 | 理職に | 管理職・生徒指導部、 | 警察や関係諸機関との | 教育委員会が主導的 | 警察•福祉機関等、外 | | |
| が把握注 報 | | 告 | 学校全体で共通・理 | 連携を行う | な役割を担う | 部機関に対応の主体 | | |
| 意・指導 担 | | 壬•学年 | 解を図り指導・改善 | | 出席停止など校外で | が移る | | |
| か | | 巴握 | を行う | *管理職が警察・福祉 | の指導を行う | | | |
| 注注 | | 意•指導 | | 部局と連携 | | *警察•福祉機関•児 | | |
| | | | * 保護者を交えての | *保護者にも働きかけ | *教育委員会が出席 | 童福祉施設などと | | |
| | | |] 指導 | 家庭でも指導する | 停止を行う | 学校の連携を図る | | |